資料６－２

【図１】

保育の必要性の認定について（これまでの議論を踏まえたイメージ）

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由

1 就労
2 妊娠・出産
3 保護者の疾病・障害
4 同居親族等の介護・看護
5 災害復旧
6 求職活動
7 就学
8 虐待やDVのおそれがあること
9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
10 その他市町村が定める事由

×

②区分（保育必要量）

1 保育標準時間
2 保育短時間

×

③優先利用

1 ひとり親家庭
2 生活保護世帯
3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
5 子どもが障害を有する場合
6 育児休業明け
7 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
8 小規模保育事業などの卒園児童
9 その他市町村が定める事由

↓

保育の必要性認定・指数（優先順位）づけ

＜保育標準時間＞
Aグループ（10点）　○○ ○○ □□ □□ ……　計　X人
Bグループ（ 9点）　△△ △△ □□ ○○ ……　計　Y人
※ 保育短時間も同様
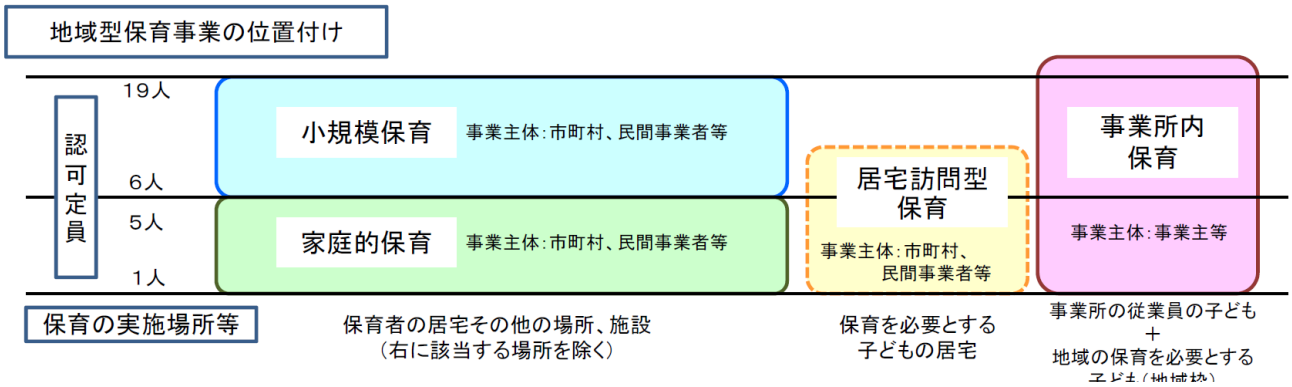
【図２】